

山陽小野田市立山口東京理科大学オープンアクセスポリシー

令和6年4月23日 理事会決定

(趣旨)

1. 山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「本学」という。）は、本学に在職する研究者等による研究活動で得られた研究成果を広く公開し、研究成果の透明性と社会に対する説明責任の確保を図るとともに、世界の学術研究の発展、イノベーション創出、地域社会における研究成果の活用及び社会実装への貢献等を果たすため、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学会及び学内の部局等が発行した学術雑誌等に掲載された研究者等の研究成果を、「山陽小野田市立山口東京理科大学機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の範囲)

3. 本ポリシーは、施行日以降に出版又は公表された研究成果に適用する。

(適用の例外)

4. 本学は、著作権等の理由や研究遂行上の支障等の理由により公開が不適切であるとの申し出が研究者等からあり、公開が適切でないと判断した場合、研究成果を公表しない。

(リポジトリへの登録)

5. 研究成果のリポジトリへの登録及びデータ利用等に関する取扱いについては、「山陽小野田市立山口東京理科大学機関リポジトリガイドライン」に定めるところによる。

(その他)

6. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関する必要な事項は、関係者間で協議して定める。

以上